

小規模多機能ホームよろずや重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護)

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条）の規定にもとづき、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

※※ 目 次 ※※

1	事業主体	P2
2	事業所の概要	P2
3	事業の目的と運営方針	P3
4	事業実施地域、営業時間、定員等	P3
5	職員勤務の体制	P3.4
6	利用者の状況	P4
7	サービスの概要	P4
8	サービス利用料金	P5.6.7.8
9	利用にあたっての留意事項	P8.9
10	非常災害時の対策	P9
11	緊急時の対応方法	P9.10
12	協力医療機関等	P11
13	秘密の保持	P11
14	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画	P11.12
15	サービスをやめる場合	P12
16	苦情相談機関	P13
17	運営推進会議の概要	P13
18	虐待防止に関する概要	P13
19	第三者評価の実施状況	P14

1 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人京福会
法人の種類	社会福祉法人
代表者（役職名及び氏名）	理事長 田畑 陽一郎
法人所在地	〒325-0062 栃木県那須塩原市住吉町5番10号
電話番号及びFAX番号	電話 0287-64-2511 FAX0287-64-1881
Eメールアドレス	lecrin@nasuinfo.or.jp
設立年月日	昭和55年12月8日
法人の理念	社会福祉法人京福会が設置している事業所の職員は、社会福祉法人京福会が目指すところの『人としての生命 人としての生活』を常に意識し、すべての利用者が『その人らしい生活』が送れるように援助し、且つ利用者の家族の介護負担軽減に対しても配慮したサービスの提供に心がける。

2 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	小規模多機能ホームよろずや
事業所の責任者（管理者）	吉川 靖
開設年月日	平成19年4月1日
介護保険事業者指定番号	0991300021
事業所の所在地	〒325-0017 栃木県那須塩原市黒磯652番1号
電話番号及びFAX番号	電話 0287-60-3655 FAX0287-62-5547
交通の便	JR宇都宮線 黒磯駅より 徒歩45分
敷地面積	敷地面積：469.880㎡
建物概要	構造：鉄骨造2階建て 延べ床面積：2561.79㎡
損害賠償責任保険の加入先	あいおい損害保険

② 主な設備

宿泊室	8室（定員9名）居室1：18.63㎡ 居室2～6：20.48㎡ 相談室・静養室：15.68㎡
食堂、居間	食堂23.04㎡ 居間35.28㎡ 合計58.32㎡（1人当たり3.88㎡）
トイレ	1階 車椅子対応トイレ2箇所 トイレ8箇所
浴室	1階 1室
台所	1階 1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人京福会が設置する小規模多機能型居宅介護事業所が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職、介護支援専門員が要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。
運営方針	利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、介護者（利用者の家族）の介護負担の軽減、利用者の希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、24時間・365日を通して切れ目のないサービスを提供し、地域での生活を支援していく。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日 営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス 基本 8:30～18:00 泊まりサービス 基本 18:00～8:30 訪問サービス 24時間
通常の事業実施地域	那須塩原市全域
定 員	登録定員 25名 通いサービス定員 15名 宿泊サービス定員 9名

5 職員勤務の体制

① 職員配置状況（職員の配置については指定基準を遵守しています。）

職種	指定基準	常勤換算	職務内容
管理者	1名	(兼務可)	管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成者	1名	(兼務可)	介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。（管理者と兼務）
介護従事者	※	※	介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。
看護職員	1名		看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理、し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

※ 日中のサービス（通いの利用者3名に対して職員1名の配置）
夜間については夜勤1名の配置

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	9:00～18:00（基本）	介護従事者 及び 看護職員	昼間の体制（利用者の利用実数に応じて 利用者3名に対して職員1名の配置 及び訪問サービス対応職員1名配置） D 6:30～15:30 G 7:30～16:30 J 9:00～18:00 J4 9:00～16:00 L 10:00～19:00 夜間の体制 R 13:15～22:15 1名 V 22:00～7:00 1名
計画作成者	8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30		

6 利用者の状況

要介護認定・要支援認定を受けている方は登録することが出来ます。

要介助状態から要支援状態または要支援状態から要介護状態になった際は、契約の変更が生じます。

7 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問		利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
宿 泊		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

8 サービス利用料金

サービス利用料金は、①保険給付サービス利用料金と②その他のサービス利用料金の合計の金額となります。①保険給付サービス利用料金は利用者の介護度によつての小規模多機能型居宅介護費（1月あたり）と各種加算の合計となります。

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 （登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日） 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日

小規模多機能型居宅介護費（1月あたり） ※1割の場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
料金（A）	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円
介護保険給付金額（B）	94,122 円	138,330 円	201,231 円	222,093 円	244,881 円
利用者負担（A）－（B）	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

レクラン那須塩原入居者

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	9,423 単位	13,849 単位	20,144 単位	22,233 単位	24,516 単位
料金（A）	94,230 円	138,490 円	201,440 円	222,330 円	245,160 円
介護保険給付金額（B）	84,807 円	124,641 円	181,296 円	200,097 円	220,644 円
利用者負担（A）－（B）	9,423 円	13,849 円	20,144 円	22,233 円	24,516 円

※地域区分 1 単位あたり 10 円

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護度	要支援 1	要支援 2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
料金 (A)	34,500 円	69,720 円
介護保険 給付金額 (B)	31,050 円	62,748 円
利用者負担 (A) - (B)	3,450 円	6,972 円

レクラン那須塩原入居者様

介護度	要支援 1	要支援 2
単位数	3,109 単位	6,281 単位
料金 (A)	31,090 円	62,810 円
介護保険 給付金額 (B)	27,981 円	56,529 円
利用者負担 (A) - (B)	3,109 円	6,281 円

各種加算

利用者によっては該当しないものもあります。

初期加算 (1日あたり)

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護) 事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30 単位
料金 (A)	300 円
介護保険給付金額 (B)	270 円
利用者負担 (A) - (B)	30 円

サービス提供体制強化加算 (1月あたり)

職員の研修等を実施しており、かつ、ある一定条件の職員が配置されている場合、下記のとおり加算分の利用者負担があります。

- ・当施設ではサービス提供体制強化加算Ⅱを算定しています。 月/640 単位
(算定要件：介護福祉士が 50%以上配置されていること。)

看護職員配置加算 (1月あたり)

常勤且つ専従の看護職員を配置している場合、下記のとおり加算分の利用者負担があります。

① 常勤且つ専従の看護師を 1 名以上配置している。	900 単位
② 常勤且つ専従の准看護師を 1 名以上配置している。	700 単位
③ 看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置している。	480 単位

認知症加算 (1月あたり)

日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とされる認知症の利用者の方に対して、下記のとおり加算分の利用者負担があります。

① 日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症を有する利用者。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上)	890 単位
--	--------

② 要介護 2 に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲のものによる注意を必要とする認知症を有する利用者。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ)	460 単位
---	--------

「認知症高齢者の日常生活自立度」は、医師の判定結果又は主治医意見書を用います。
また、前回該当していた方も症状が軽減することがあれば該当にならない場合もあります。

介護職員処遇改善加算

職員処遇の改善等を実施しているものとして市町村に届け出た事業所が算定を行います。

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	これまでに算定した単位数合計の 14,9%
----------------	-----------------------

総合マネジメント体制強化加算Ⅰ（1月につき 1,200 単位）

指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い、訪問、宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や交流等の取組を評価するものです。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 350 円 昼食 630 円 夕食 630 円
おむつ類	使用する方はご準備下さい。
宿泊に要する費用	1 泊 1,460 円
通常の事業実施地域を越える送迎費用	1 キロにつき 30 円
通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	交通機関を利用した場合 交通機関利用料金実費 自動車を利用した場合 通常実施地域を越えた時点から利用者の居宅（片道）までの距離数に応じてかかった燃料代およびそこに配置した職員の時給の実費相当分。
リクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてリクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費
その他、日常生活において通常必要となるものに関わる費用	テレビ使用料金 100 円（1 日） 洗濯代金 200 円（1 回） 複写物の交付 30 円（1 枚）

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月の末日までに、原則として事業所での現金支払いにてお支払いください。 ただし、事業所での現金支払いが困難な方は事業所に申し出てください。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合は、あらかじめ事業所に申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。 入浴時間帯 9 時 15 分から 11 時 30 分 希望によっては、上記の時間以外にも入浴可能です。
送 迎	サービス提供時間外の送迎は時間帯によって行うことが出来ません。 サービス提供時間外での送迎は事前にお申出くださいますようお願いいたします。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。

設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
喫煙	喫煙は敷地内全面禁煙です。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

10 非常災害時の対策

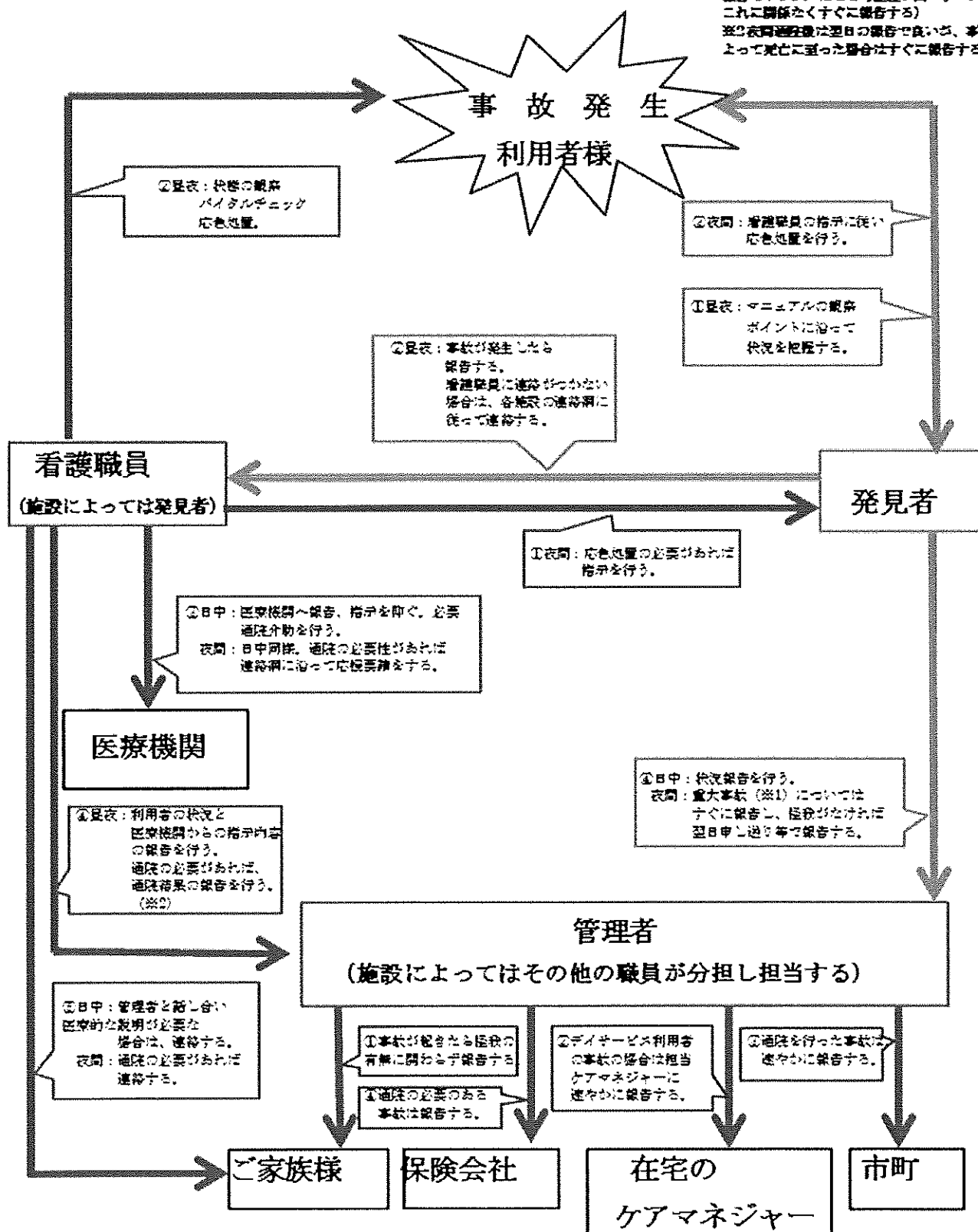
非常災害対策について	当施設では、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的な避難及び救出訓練を実施しております。
平常時の訓練等	避難訓練を年2回契約者も参加して行います。
消防計画等	消防署への届け出日 平成31年4月1日 防火管理者 吉川 靖
防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知器 非常通報装置 誘導灯 屋内消火栓 消火器 ガス漏れ探知機 非常用照明

11 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法	緊急時の対応マニュアル・介護事故予防マニュアルに記載されている、介護事故発生時の対応に沿って対応を行います。	
協力医療機関	「12 協力医療機関等」参照	
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地 電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

事故発生時の連絡体制 (グループホーム・小規模)

※1 事故による多量の出血、骨折
(深いも含め)、意識消失、窒息等の重大
事故についてはすぐに報告する。(家族への
報告でトラブルになる可能性が高いケースは
これに該当し、すぐに報告する)
※2 夜間通報は翌日の報告で良いが、事故に
よって死亡に至った場合はすぐに報告する。



1 2 協力医療機関等

協力医療機関	黒磯医院（内科・外科）
	所在地 栃木県那須塩原市高砂町 3 番 5 号 電話 0287-62-0961
協力歯科医療機関	
	所在地 電話
連携介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム寿山荘
	所在地 栃木県那須塩原市住吉町 5 番 10 号 電話 0287-64-2511

1 3 秘密の保持

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する 秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族お個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 4 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画

小規模多機能型居宅介護計画 （介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。 事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、また、その実施状況を評価します。 計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
--	---

サービス提供に関する 記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。 また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。 複写の交付については、実費をご負担いただきます。 1枚につき 30円
----------------------	--

15 サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定満了日までですが、契約有効期間の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約も同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、以下の様な事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者様が死亡された場合
- ②要支援・要介護認定の更新により、利用者様が非該当（自立）と認定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者様から契約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合

(1) 利用者様からの解約・契約解除の申し出

契約の期間中であっても、利用者様から契約解除をする事ができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除する事ができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者様が入院された場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくは従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他利用者様が利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除させて頂く事があります。

- ①利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者様が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他利用者様の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④伝染病疾患により他利用者様の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合

(3) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 6 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	担当者 吉川 靖（又は 平澤 泰） 連絡先 0287-60-3677 また、苦情受付箱を事業所玄関に設置しています。
事業所外苦情相談窓口	那須塩原市役所 高齢福祉課 介護管理係 連絡先 那須塩原市共壘社 108-2 0287-62-7191（直通）
	栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課 連絡先 栃木県宇都宮市本町 3-9 合同ビル 6F 028-622-7242

1 7 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況の報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。	
委員の構成	利用者代表 自治会長 那須塩原市高齢福祉課職員	利用者の家族代表 民生委員 地域包括支援センター職員
開催時期	2ヶ月に1回開催します。	

1 8 虐待防止の為の措置について

当施設では、虐待の発生またはその再発を防止する為、次のとおり体制を整えております。

① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底する。
② 虐待防止の為の指針を整備する。
③ 担当職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。
④ ③に掲げる体制を適切に実施する為の担当者を置く。

当施設では、サービス提供中に従事者または療養者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

19 第三者評価の実施状況

☒実施している ☐実施していない

【実施日：令和7年3月28日】【評価機関 運営推進会議】

【結果の開示状況：☒あり なし】

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条）の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業所名称	小規模多機能ホーム よろずや
説明者 氏名	介護支援専門員 吉川 靖 印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	印